

2025年3月28日

各位

株式会社 北海道銀行

**手形・小切手帳発行終了および
「道銀電子債権サービス」ご利用手数料改定について**

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、このたび政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、手形・小切手帳の発行および署名鑑印刷サービスの受付を終了させていただきますとともに、「道銀電子債権サービス」のご利用手数料を改定いたします。

つきましては、手形・小切手帳をご利用中のお客さまは、代替サービスへの移行をご検討いただきますようお願いいたします。ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手帳の発行受付終了

受付終了日	2026年3月31日（火）
内容	手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了いたします。

2. 署名鑑印刷サービスの受付終了

受付終了日	2026年3月31日（火）
内容	署名鑑印刷サービスの受付を終了いたします。

3. 「道銀電子債権サービス」ご利用手数料の改定

(1) 改定日

2025年6月2日（月）

(2) 改定内容

手数料項目	改定前		改定後	
	当行あて	他行あて	当行あて	他行あて
発生記録手数料	330円	660円	330円	
譲渡記録手数料	165円	330円	165円	
分割譲渡記録手数料	330円	660円	330円	
決済事務手数料	220円		無料	

詳しくはお取引店にお問い合わせください

4. 該当するSDGsの目標

SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行	営業企画部	坂下	TEL 011-233-1092
	総合事務部	高田	TEL 011-815-1196
	広報CSR室	坂野	TEL 011-233-1005

手形・小切手の全面的な電子化について

■ 電子化とは

電子化の代表例	電子化のメリット
インターネット バンキングによる振込	リスク削減 手形等の現物がないため、紛失や盗難等の心配がありません。
電子記録債権 (でんさい)	事務負担軽減 手形等の振出作業や郵送作業が不要です。手形の保管・管理等が不要です。
クレジットカード	コスト削減 取引先への郵送料や印紙代が不要です。
	場所を選ばず利用可能 非対面での取引が可能のため、取引先や金融機関等に行く必要がありません。
	カード機能の活用 カード支払から実際の決済まで最長 60 日確保できます。

■ 電子化が遅れると

- ✓ 電子化によるメリットを享受できず、生産性の向上が遅れてしまう。
- ✓ 取引先との資金決済に支障が生じる 等のおそれがあります。

■ 代替サービスについて

(1) 手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として「でんさい」のご利用を推奨しております。でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

(2) 小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、当行のインターネットバンキング「道銀ビジネス WEB サービス」のご利用を推奨しております。また、支払先によってはクレジットカードでのお支払いも可能です。

【ご参考】「手形・小切手の全面的な電子化」に関する北海道銀行のこれまでの取り組み

払戻請求書による当座預金出金の取扱い	当座預金からの払い戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取り扱いを開始しております。
2027 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	2027 年 4 月 1 日(木)以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止しております。

※詳しくは当行ホームページニュースリリース内の 2024 年 2 月 15 日付『「手形小切手の全面的な電子化」に向けた対応について』をご確認ください。